

The 3rd UN Ocean Conference

配布: 一般

2024年12月27日

言語: 日本語

Agenda item: 海洋の保全と持続可能な利用のためのグローバル行動計画

Sponsor: Canada, Denmark, Fiji, France, Japan, Mauritania, New Zealand, Republic of Korea, Saint Christopher & Nevis, Spain, Tonga, United Kingdom, U.S.A

私たちの海、私たちの未来、今共に育む時

国連海洋会議は、

国連海洋法条約を想起し、

国連海洋法条約に課題が存在することを強調し、

持続可能な開発目標（SDGs）を想起し、

SDGsの早期達成が重要であることを強調し、

SDGsの目標14である、「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」の実施を支援するために採択された過去の国連海洋会議の決議を再確認し、

プラスチックの海洋流出による、生態系への悪影響を認め、

プラスチックが海洋に限らず、地球の環境に影響を与えていることを遺憾に思い、

プラスチックの輸出入による環境への影響を遺憾に思い、

プラスチックごみをリサイクルすることが海洋汚染防止につながることを認識し、

環境に優しいプラスチックの開発が世界的に必要であることに注意し、

国際的なプラスチックの削減が地球環境の改善につながることを認識し、

プラスチックによる汚染を0にするためのプランの構築の重要性を認識し、

海洋の現状を把握することが問題解決に欠かせないということを認識し、

国際連合教育科学文化機関を想起し、

国際海洋データ情報交換システム（IODE）を想起し、

海洋研究開発機構（JAMSTEC）を想起し、

廃水処理施設の充実が海洋汚染防止に貢献することを認識し

国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での協定（BBNJ協定）を想起し、

生物多様性条約（CBD）を想起し、

国別生物多様性戦略行動計画（NBSAP）を国際的に推進していくことが生物多様性を保全する上で重要な役割を果たすことを認識し、

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された、昆明・モンリオール生物多様性枠組を想起し、

科学的根拠に基づく海洋保護区の設置が海洋保全への第一歩であることを認識し、

バルセロナ声明を想起し、

過度・無計画・無作為な海底採掘・海洋開発が海洋の生態系などに悪影響を与えていることを憂慮し、

先進国による支援が国際的な海洋開発を健全化していくために必要であることを認識し、

支援を受けた国が支援の成果を報告することが支援の促進に繋がることを考慮し、

公海を含む海洋での海洋開発の影響が生態系に悪影響を与える可能性を認識し、
採掘の際に及ぼす環境への影響を配慮した海洋採掘船を国際的運用する必要性を強調し、
国際的な海洋保全のためには、先進国はもとより、発展途上国による協力も必要であることを強調し、
海洋開発について国際的な話し合いの場を設けることの重要性を認識し、
小島嶼開発途上国（SIDS）や開発途上国において、安全かつ安定した海洋採掘の技術が利用されていないことを不安に思い、

国連地域開発センター（UNCRD）のこれまでの活動に満足し、
水産業が多くの国で主産業となっていることを認識し、
持続可能な漁業として認める MSC 認証の重要性を認識し、
養殖業や栽培漁業における技術不足が発生していることを憂慮し、
水産業において、Illegal, Unreported and Unregulated 漁業（IUU 漁業）が横行していることを憂慮し、
IUU 漁業が海洋に対して悪影響を与えていることを認識し、
IUU 漁業において人権侵害が行われており、ターゲットである全ての人にとって共有されるべき海を達成するのが阻まれていることを憂慮し、

IUU 漁業の防止のためには適切な漁船管理が重要であることを認識し、
適切な漁業管理のためには Global Navigation Satellite System（GNSS）の活用が有効であることを認識し、

自動船舶識別装置（AIS）の規模拡大の必要性を強調し、
国際海事機関（IMO）が AIS の導入を義務付けているが規定の範囲が限定されていることを憂慮し、

1. 各国に対し、海洋法の規定や罰則の見直しをする場を設けることを促す；
2. 各国に対し、SDGs 達成のための取り組みを継続することを要請する；
3. 国際的な SDGs の達成の重要性を強く主張する；
4. 国連海洋会議の開催継続の重要性を強調する；
5. 先進国に対し、水産業における生分解性プラスチックを除くプラスチック製品の使用を禁止することを促す；
6. 各国に対し、リサイクルが困難なプラスチック製品の段階的廃止を促す；
7. 各国に対し、プラスチックの輸出入を控えていく重要性を強調する；
8. 各国に対し、法的拘束力を持つプラスチックの規制に関する条約の話し合いを進めることを促す；
9. 各国に対し、プラスチックのリサイクル率を上げるための取り組みを行うことを要請する；
10. 各国に対し、2040 年までのプラスチック汚染を 0 にするためのゴールを設けることを促す；
11. 各国に対し、衛星技術を用いた海洋観測を通じて、海洋汚染を含む海洋の現状を把握することを推奨する；
12. IODE を用いたデータ共有の重要性を強調する；
13. 各国に対し、JAMSTEC を中心とした、海洋生分解性プラスチックなどの新規開発のための国際的連携を進めていくことを促す；
14. プラスチックごみ削減技術を保有する国に対し、必要とする国へのプラスチックごみ削減のための技術提供を促す；
15. 技術提供を受けた国に対し、プラスチック削減の進捗についてまとめた報告書を提供国との交渉に基づき提出することを促す；
16. 先進国に対し廃水処理施設の設置及び整備のための技術的支援を主とした支援を促す；

17. 各国に対し、BBNJ協定の加盟を促す；
18. 各国に対し、沿岸を含む海洋生態系の保全・修復を目的としたNBSAPの策定を促す；
19. 各国に対し、2030年までに世界の海洋の30%を保護区にする目標（30by30目標）の実現に向けた議論の継続と、海洋保護区の設立を促す；
20. 各国に対し、海洋保護区の適切な管理を促す；
21. 先進国に対し、海洋保護区の管理のための支援を発展途上国にするよう促す；
22. 海洋開発技術が発展し、金銭的な余裕もある国に対し、SIDS及び後発途上国に焦点を当て、国の政策や社会などのインターフェースの強化を目的とした、国の政策ニーズに適した海洋科学技術の支援を促す；
23. 海洋開発分野において進んでいる国に対し、支援を必要としている国へ、可能な範囲で金銭・技術の支援を行うことを促す；
24. 海洋開発分野において他国からの支援を受けた国に対し、その支援による成果をまとめた報告書を二国間交渉によって定められた期間毎に提出することを要請する；
25. 各国に対し、公海での海底採掘等を控えるように要請する；
26. 各国に対し、2030年に以下の策定を目的とした国際的な話し合いの場を設けることを促す：
 - (ア) 海洋採掘の制限
 - (イ) 海洋開発についての上限や海洋開発の方法についての制限
 - (ウ) 環境対応型採掘船の運用
27. 各国に対し、環境への安全性が確保できる海洋開発技術が使用可能になるまでの海洋開発のモラトリアムを設けることを要請する；
28. 先進国に対し、環境に配慮した安心安全な海洋採掘の技術を普及させるための人員、技術の支援をニーズのある国に対して行うことを促す；
29. 環境に配慮した安全かつ安定した海洋開発技術導入のための金銭的支援を以下の方法で行うことを促す：
 - (ア) 国際的枠組みを通じた支援
 - (イ) 二国間での支援
30. UNCRDの活動を活発化させ、UNCRDを通じた支援を行うことを先進国に対し促す；
31. 各国に対し、MSC認証の導入を進めることを要請する；
32. 技術的余裕のある国に対し、栽培漁業や養殖業の国際的普及を目的とした発展途上国への技術支援を行うことを促す；
33. 金銭的・技術的に余裕のある国に対し、IUU漁業を防ぐための漁船管理に関する技術の普及を目的とした、金銭的・技術的な支援を必要としている国に行うことを促す；
34. 各国に対し、IUU漁業における人権侵害を防ぐ取り組みを行うことを促す；
35. 先進国に対し、既存の中古船を使用した海洋の監視をするための発展途上国への中古船の供与をすることを国際法に反さない程度で促す；
36. 各国に対し、GPSを活用した漁船管理の技術共有を国家間で行い、漁船管理の継続をすることを促す；
37. 各国に対し、AISを普及させるための取り組みを行うことを促す；
38. IMOに対し、AIS導入の規定の見直しを促す重要性を認識する。